

職派需発 0328 第 1 号
職雇移発 0328 第 1 号
平成 28 年 3 月 28 日

一般社団法人
日本人材紹介事業協会会長 殿

厚生労働省職業安定局
派遣・有期労働対策部需給調整事業課長
(公 印 省 略)
雇用開発部雇用開発企画課労働移動支援室長

企業が行う退職勧奨に関して職業紹介事業者が提供するサービス
に係る留意点について

企業が行う退職勧奨に関して職業紹介事業者が提供するサービスについて、
「企業が行う退職勧奨に関して職業紹介事業者が提供するサービスに係る留意
点について」（平成 28 年 3 月 14 日付職発 0314 第 2 号。以下「局長通知」と言
う。）において、周知及び啓発等についてお願いしたところですが、その際、
合わせて次の点に御留意の上、適切な対応をお願い致します。

1. 「積極的に退職勧奨の実施を提案」の意義について

局長通知中の「積極的に退職勧奨の実施を提案」には、次のものが該当す
ること。

- ・ 退職勧奨を決定していない企業に対して、当該企業からの依頼の有無に
かかわらず、退職勧奨の実施を提案すること。
- ・ 退職勧奨を決定していても当該決定が対外的に明らかとなっていない企
業に対して、当該企業からの依頼なく退職勧奨の実施を提案すること。

2. 労働移動支援助成金について

労働移動支援助成金については、その趣旨が事業規模の縮小等により離職
を余儀なくされる労働者の再就職を支援することにあるため、人員削減等
の方針がない事業主に対して、再就職支援を行う職業紹介事業者からその利用

に向けた働きかけを行ってはならないこと。

都道府県労働局より配付する「雇用関係助成金事務取扱手引」（平成 25 年 5 月 16 日付職発 0516 第 19 号、能発 0516 第 4 号、雇児発 0516 第 9 号「雇用安定事業の実施について」別添）の X において、労働移動支援助成金を取り扱う職業紹介事業者は、事業活動の縮小等により離職を余儀なくされる労働者の発生が見込まれる事業主に対して、労働移動支援助成金制度の内容及びその趣旨の説明をし、その積極的な利用促進を図ることとされているが、人員削減等の方針がない事業主に対しては、その利用に向けた働きかけを行ってよいという趣旨ではないこと。

なお、再就職支援を行う職業紹介事業者が、企業から再就職支援の委託を受け一方で、当該企業に対して退職者を増やすことに関するコンサルティングを行っている場合、今後、当該企業は労働移動支援助成金の支給対象外とする予定であることを、御参考までに申し添える。